5. 除却・変更などが生じた場合の必要な手続き

【移転・除却した場合の手続きについて】

既に、許可を受けている広告物を移転・除却した際には、速やかに「屋外広告物改修(移転・除却)届」の提出をお願いします。

【広告物の管理者などを変更した際の手続きについて】

既に、許可を受けている広告物の申請者(管理者)が変更した際には、「屋外広告物申請書(管理者)変更届 の提出をお願いします。

【許可を受けている広告物に変更が発生した際の手続きについて】

既に、許可を受けている広告物について、変更や改造などを行う場合には、原則として、変更の許可を受ける必要があります。ただし、広告物の「形状」「材料」「構造」「色彩」「意匠」「表示面積」について変更を伴わない変更(軽微な変更)については、変更許可手続きを行う必要はありません。

軽微な変更が生じたものについては、許可期間の更新手続き時にお知らせください。